

件名：

新型コロナウイルスに関するイリノイ州第5地域（州南部20郡）、第7地域（Kankakee郡、Will郡）及び第8地域（DuPage郡、Kane郡）への新たな制限措置（ティア2）の導入

ポイント：

11月9日、イリノイ州政府は新型コロナウイルス感染拡大に関し、これまでティア1の制限措置が課されていたイリノイ州第5地域（州南部20郡）、第7地域（Kankakee郡、Will郡）及び第8地域（DuPage郡、Kane郡）において、11月11日（水）からバー、レストラン、集会等を対象に下記の制限措置（ティア2）を導入すると発表しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。

本文：

イリノイ州政府は、新型コロナウイルス対策のためイリノイ州を11地域に分け、地域毎に感染状況をモニターするとともに、一定の基準より悪化した場合は新たな制限を課すと発表していましたが、これまでティア1の制限措置が課されていたイリノイ州第5、第7、第8の各地域の陽性率が悪化しているため、11月11日から、バー、レストラン、集会等を対象に下記の制限措置（ティア2）を導入すると発表しました。

1 制限措置の発効日時：2020年11月11日（水）午前0時1分から

2 制限対象地域（郡）：

- ・第5地域（Alexander, Edwards, Franklin, Gallatin, Hamilton, Hardin, Jackson, Jefferson, Johnson, Marion, Massac, Perry, Pope, Pulaski, Saline, Union, Wabash, Wayne, White, Williamson）
- ・第7地域（Kankakee, Will）
- ・第8地域（DuPage, Kane）

3 制限措置（ティア2）

（1）バー

- ・全てのバーは午後11時に閉店し、翌日午前6時以降は開店可能
- ・屋内におけるサービスの停止
- ・顧客は全員屋外のテーブル席に着席
- ・バーカウンターでの注文、着席、バーカウンター周辺に集まることは不可（全てのスツール（背もたれのない椅子）をバーから取り除くこと）
- ・各テーブルは6フィートの間隔を維持
- ・テーブルへの案内を待つ間、または屋外へ出る際に、屋内または屋外で一か所に集まらない

い

- ・屋内においてダンスまたは立っていることは不可
- ・利用に際しては予約が必要
- ・一つのテーブルに複数のグループが着席することは不可
- ・一つのテーブルに6人より多い人数が着席することは不可

(2) レストラン

- ・全てのレストランは午後11時に閉店し、翌日午前6時以降は開店可能
- ・屋内における食事及びバーサービスの停止
- ・各テーブルは6フィートの間隔を維持
- ・テーブルへの案内を待つ間、または屋外へ出る際は、屋内または屋外で一か所に固まらない

い

- ・利用に際しては予約が必要
- ・一つのテーブルに複数のグループが着席することは不可
- ・一つのテーブルに6人より多い人数が着席することは不可

(3) 会合、社会的活動、集会等

- ・屋内外ともに人数は10人を上限とする

この規定は職業上の会合や宗教的、文化的、社会的な集まりに適用され、教室における対面式の学習、スポーツ、投票所などには適用されない。また、一般的なビジネスガイダンスで指示されたオフィス、小売などの施設全体の収容人数を減らすものではない。

・パーティーバス（多人数を乗せたレクリエーション目的のバスまたは類似した乗物）の禁止

・カジノ等は11時に閉店及び入場人数は定員の25%未満に制限され、バーやレストランがある場合は本措置に従う

(4) 組織化されたグループのレクリエーション活動（スポーツは含むが、フィットネスセンターは除外）

- ・屋内外ともに、25人未満または定員25%未満のうち、いずれか少ない方を上限とする
- ・10人以上のグループになることは不可
- ・スポーツは、All Sport Guidelines に定められた緩和措置に従うこと（詳細は下記リンク参照）

<https://dceocovid19resources.com/restore-illinois/restore-illinois-phase-4/youth-and-adult-sports-guidelines/>

<https://dceoresources-ss-assets.s3.us-east-2.amazonaws.com/public/Restore-Illinois/businessguidelines4/youthsports.pdf>

- ・上記に含まれない屋外での活動は、現行のDCEOガイダンスに従って継続する。

※これらの措置は、現状において、学校には適用されないこととされています。

(イリノイ州復興計画第4段階 (DCEO ガイダンス) については下記リンク参照)

<https://dceocovid19resources.com/restore-illinois/restore-illinois-phase-4/>

※上記措置に加え、イリノイ州公共衛生局は下記の行動を推奨しています。

- ・目立つ場所に、マスクの着用及び社会的距離の維持を促す標識を表示
- ・他の州や海外への不必要な旅行をしない
- ・12歳から17歳までの個人は、学校以外の場所において5人以上で集まらない
- ・可能な限り在宅ワークの推進

4 期間

期間は設定されておらず、14日間の監視期間中に陽性率(7日間の移動平均)が3日間連続で6.5%以下となった際に上記の制限措置が撤回される。

※6.5%~8%未満の場合は、モニターを継続し、追加措置が必要かどうか判断される。

※8%以上になった場合は、さらに厳しい制限措置が課される。

○本件に関する州政府の発表とティア2制限措置については下記のリンクを参照ください。

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=22321>

<https://dceoresources-ss-assets.s3.us-east-2.amazonaws.com/public/Restore-Illinois/Tier-2-COVID-19-Resurgence-Migitations.pdf>

○制限措置(ティア1~ティア3)及び11地域に関しては下記のリンクを参照ください。

<https://www2.illinois.gov/sites/gov/Documents/Actions-to-Combat-a-Resurgence-of-COVID-19.pdf>

○10月21日付当館領事メール「新型コロナウイルスに関するイリノイ州第1、5、7、8地域への新たな制限措置の導入」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100084583.pdf>

○7月17日付当館領事メール「イリノイ州復興計画に係る変更」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100075134.pdf>

在留邦人の皆様におかれては、ご自身のお住まいや職場がどの地域に属するのか確認しつつ、良き市民として引続き外出時におけるマスクの着用、社会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件, 事故, その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。